

第三期特定健康診査等実施計画書

平成30年3月31日

中部電力健康保険組合

背景

我が国は、高齢化の急速な進展とともに生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も約3分の1であることなどから、生活習慣病対策が必要となっている。

不健康な生活習慣による生活習慣病の発症と重症化の過程において、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備群の減少を目指すこととなり、2008年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、これまで1期5年だった特定健診等実施計画期間は、2018年度の第3期から6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

中部電力健康保険組合の現状

当健康保険組合は、エネルギー事業を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

1 加入事業所数は29事業所である。

2 所在エリア

愛知県名古屋市を中心に、愛知・静岡・三重・岐阜・長野県等に本店・支店・営業所・電力センター・発電所等が多数点在している。

3 健康保険組合の体制

名古屋市東区に事務所を設置している。

実働要員は18名であり、専門職は置いていない。

4 加入者

加入者は約6万9千人であり、内訳は被保険者3万人、被扶養者3万5千人となっている。男女比は男58：女42であり、平均年齢は被保険者44歳、被扶養者25歳となっている。

5 健診実施状況

①被保険者健診

年1～2回、定期健康診断を各事業所において実施している。

また、当健康保険組合の保健事業である人間ドック等健診を利用し、定期健康診断の代用としている。

②被扶養者健診

人間ドック等健診を実施しており、愛知・静岡・三重・岐阜・長野県を中心に123の健診機関（2018年度実施機関）と契約している。

特定健康診査等の実施方法に対する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

①被保険者

- ・事業所における定期健康診断の結果データを事業所から受領する。
- ・人間ドック等健診受診者の結果データは、健診実施機関から受領する。

②被扶養者

- ・第 2 期は再募集や受診勧奨の強化等により徐々に上昇しているが、実施方法の工夫等により更なる受診率の向上を図る。
- ・結果データは、健診実施機関から受領する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

4 特定保健指導の実施に係る留意事項

①被保険者

- ・保健師及び看護師などの保健スタッフにより、事業所が従来の保健指導に加えて特定保健指導を実施することを基本とする。
- ・種々の事情により実施が困難な事業所、及び保健スタッフが在籍または契約のない事業所については、当健康保険組合が契約する委託先保健指導機関において実施する。

- ・複数の保健指導機関と契約し、事業所の状況や体制に応じた特定保健指導が提供できる体制とする。

②被扶養者

- ・保健指導機関に特定保健指導の実施を委託する。
- ・複数の保健指導機関と契約し、対象者の居住地や年齢、リスクなどに応じた特定保健指導が提供できる体制とする。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

2023年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

(国が示す保険者種別目標90%に即して設定。)

この目標を達成するために、2018年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

○目標実施率

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
被保険者	99%	99%	99%	99%	99%	99%
被扶養者	80%	80%	80%	80%	80%	80%
加入者合計	90%	90%	90%	90%	90%	90%

2 特定保健指導の実施に係る目標

2018年度以降の特定保健指導の実施率を70%とする。

(国が示す保険者種別目標55%だが、第2期の実績に即して設定。)

この目標を達成するために、2018年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

○目標実施率

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
被保険者	80%	80%	80%	80%	80%	80%
被扶養者	60%	60%	60%	60%	60%	60%
加入者合計	70%	70%	70%	70%	70%	70%

II 対象者数

1 特定健康診査の対象者

被保険者については、労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断

受診者を除く者とし、被扶養者については、対象に該当する者全員とする。

○特定健康診査実施対象者数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
被保険者	19,346 名	19,828 名	20,285 名	20,687 名	21,048 名	21,343 名
被扶養者	11,403 名	11,676 名	11,872 名	12,027 名	12,175 名	12,278 名
加入者合計	30,749 名	31,504 名	32,157 名	32,714 名	33,223 名	33,621 名
目標実施率	90%	90%	90%	90%	90%	90%
実施者数	27,674 名	28,354 名	28,941 名	29,443 名	29,901 名	30,259 名

2 特定保健指導の対象者数

○特定保健指導対象者数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
被保険者	3,875名	3,973名	4,061名	4,136名	4,272名	4,400名
被扶養者	708名	731名	749名	764名	785名	809名
加入者合計	4,583名	4,704名	4,810名	4,900名	5,057名	5,209名
目標実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%
実施者数	3,208名	3,293名	3,367名	3,430名	3,540名	3,646名

Ⅲ 特定健康診査の実施方法

1 被保険者（任意継続者除く）

①実施場所

- ・定期健康診断受診者は、各事業所または定期健康診断実施機関が用意する会場。

- ・人間ドック等健診受診者は、契約健診実施機関。

②実施項目

- ・労働安全衛生法の規程に基づく定期健康診断実施項目。
- ・人間ドック実施項目。

(厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム(改定版)」記載の特定健診項目を網羅。)

③実施時期

- ・3月～12月

④委託の有無

- ・人間ドックを委託。

⑤健診データの受領方法

- ・事業所による定期健康診断の実施結果を電子データ(媒体)で受領する。ただし、電子データでの受領が困難な場合は、紙データにより受領する。
- ・健診実施機関から人間ドック受診結果を電子データ(媒体)で受領する。ただし、電子データでの受領が困難な場合は、紙データにより受領する。

2 被保険者(任意継続者)、被扶養者

①実施場所

- ・契約の健診実施機関。

②実施項目

- ・人間ドック、簡易人間ドック(中電健保健診)、特定健康診査実施項目。(厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム(改定版)」記載の特定健診項目を網羅。)

③実施時期

- ・3月～12月

④委託の有無

- ・人間ドック、簡易人間ドック(中電健保健診)、特定健診を委託。

⑤健診データの受領方法

- ・健診実施機関から人間ドック、簡易人間ドック(中電健保健診)、特定健診受診結果を電子データ(媒体)で受領する。ただし、電子データでの受領が困難な場合は、紙データにより受領する。

3 周知・案内方法

当健康保険組合機関誌に掲載するとともに中電グループウェアで

あるG I Tやホームページに掲載して周知・案内を実施する。

IV 特定保健指導の実施方法

1 被保険者（任意継続者除く）

①実施場所

- ・事業所の保健スタッフが実施する場合は各事業所。
- ・上記以外は保健指導機関に委託。

②実施項目

- ・厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（改定版）」記載の特定保健指導プログラムを網羅した保健指導を実施。

③実施時期

- ・4月～翌年9月

④委託の有無

- ・保健スタッフが在籍または契約している事業所に対して特定保健指導を委託。
- ・種々の事情により実施が困難な事業所、及び保健スタッフが在籍または契約のない事業所については、保健指導機関へ委託する。

⑤結果データの受領方法

- ・事業所による特定保健指導の実施結果を電子データ（媒体）で受領する。ただし、電子データでの受領が困難な場合は、紙データにより受領する。
- ・各契約保健指導機関から電子データ（媒体）で受領する。

2 被保険者（任意継続者）、被扶養者

①実施場所

- ・契約の保健指導機関。

②実施項目

- ・厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（改定版）」に基づいた特定保健指導プログラム。

③実施時期

- ・4月～翌年9月

④委託の有無

- ・保健指導機関へ委託。

⑤結果データの受領方法

- ・各契約保健指導機関から電子データ（媒体）で受領する。

3 周知・案内方法

当健康保険組合機関誌に掲載するとともに中電グループウェアである「C-ネット」やホームページに掲載して周知・案内を実施する。

V 個人情報の保護

当健康保険組合は、中部電力健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診実施機関、保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合の個人情報管理責任者は、常務理事とする。また、個人情報を利用するものは限定する。

VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌およびホームページに掲載する。

VII 第二期特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、必要に応じて健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

VIII その他

事業所に在籍または契約している保健スタッフについては、特定保健指導の効果的な実施のため、必要に応じて研修・セミナーに参加させる。